



中川村告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

中川村長 宮下 健



1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都千代田区一番町 25 番地 地方公共団体情報システム機構	住民票の写し交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料、戸籍証明書交付手数料、戸籍の附票の写し交付手数料、所得証明書交付手数料の収納事務

2 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日